

第3回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年10月28日（火） 午前9時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金額審議について

岡山県電気機械器具製造業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

72円を提示する。

- ・ 県外の電機産業、県内他産別の状況も踏まえる必要がある。特に中四国のなかで、岡山県の特賃は低い状況にある。労働者数、生産額の比較では上位にありながら、特賃では低位にある。
- ・ 近隣県では60円台で結審しており、岡山の置かれている状況を上げていきたい。一方で歩み寄りも必要と考えている。
- ・ 発効日については、法定発効として進めたい。

【使用者側の意見要旨】

59円を提示する。

- ・ 県内他産別、他県の金額との比較も重要である。
- ・ 県内他産別が結審していないこと、電機産業の未満率を考えると、60

円台の引上げは困難である。

- ・発効日については金額も踏まえ検討したい。

(2) 労使双方より、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。